

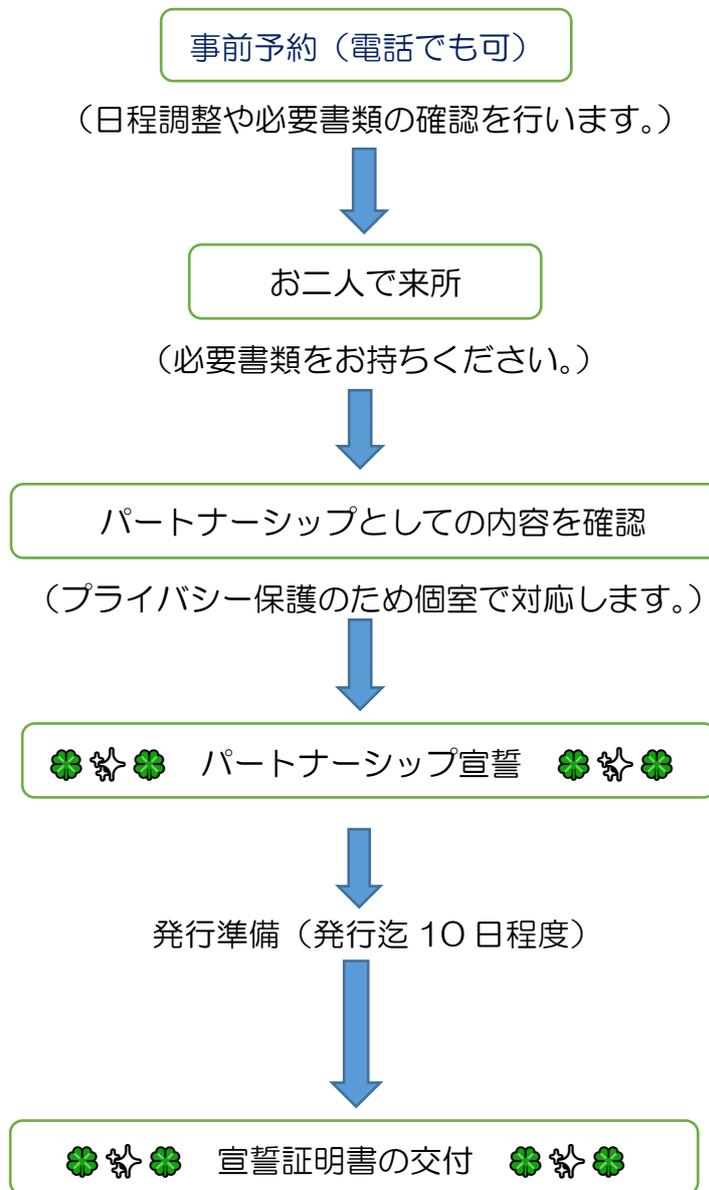
浦添市では、性の多様性を尊重する社会を実現するための条例を制定しました。条例に基づき、パートナーシップ宣誓証明を発行します。

浦添市パートナーシップ宣誓証明は、法的な効果はありませんが、おふたりにとって、この宣誓証明書が生活していく上での道しるべとなり、本市でも宣誓証明書の趣旨を市民や事業者の理解が進むよう取り組んでいきます。



浦添市 市民協働・男女共同参画課

1. 発行手続きの流れ



※電話で受取日をお知らせしますので、申請者2人（又はお一人）で、本人確認できるものを持ちお越しください。本人確認後交付します。

2. 宣誓ができる方

一方又は双方が性的マイノリティである方で、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束したおふたりがパートナーシップ宣誓の対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、下記の項目すべてに該当することが必要です。

- (1) 少なくともいずれか一方が本市に住所を有し、又は転入を予定していること。
- (2) 成年であること。
- (3) 配偶者がいないこと及び共に宣誓しようとする者以外の者との間に現にパートナーシップがないこと
- (4) 共に宣誓しようとする者同士が直系血族 若しくは 三親等内の傍系血族 又は直系姻族でないこと。※姻族・親族関係が終了した後も同様とする。
(パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く)

3. 宣誓に必要なもの

- (1) 住民票抄本（転入予定者はその事実が確認できる書類）
 - 1人1通ずつお持ちください（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - 同一世帯は、2人分の情報が記載されたもの
※転入予定者は、本市への転入予定が記載された転出証明書
- (2) 戸籍抄本
 - 1人1通ずつお持ちください（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ※日本の国籍を有しない者にあっては、本国が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類（発行から6か月以内のもの）に、日本語訳を添えて提出してください。
- (3) その他市長が必要と認める書類
 - ※上記(1)(2)以外の書類提出を求めることがあります。

4.本人確認書類

※下記のいずれか一つお持ちください。

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 旅券（パスポート）
- 運転免許証
- 官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等
- 健康保険証 / 年金手帳 / 年金証書 等
- 学生証 / 法人の発行した身分証明書 等

5.宣誓証明書について

(1) 通称名の使用

性別違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓証明書に通称名を使用することができます。

《必要書類》

- ① 法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることがわかる資料

※上記資料がない場合は、下記を2点お持ちください。

- ・ 郵便物 / 公共料金の領収証 等

(2) 宣誓証明書の発行

お二人に浦添市パートナーシップ宣誓証明書を1部ずつ交付します

(3) 宣誓証明書の再発行

- ・ 宣誓証明書の紛失、毀損等又は氏名変更の場合再発行します。
- ・ 毀損・氏名変更の場合は宣誓証明書を交換してください。

《必要書類》

- ① 本人確認書類（※上記 4.本人確認書類 参照）
- ② 戸籍抄本（氏名変更の場合のみ）

《手続きの流れ》

申請者本人（お一人でも可） 必要書類持参し再交付申請
 後日再交付（お一人でも可）
本人確認後再交付いたします。

(4) 宣誓証明書の返還

○次の場合は宣誓証明書を返還してください。

- ① お二人とも浦添市から転出したとき。
- ② 死亡したとき
- ③ パートナーシップを解消したとき
- ④ 宣誓書を提出した時点において要件に該当していないとき

《手続きの流れ》

申請者本人 → 宣誓証明書持参し返還届(本人確認書類をお持ち下さい)

宣誓証明書の様式

表面

パートナーシップ宣誓証明書		
浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例施行規則に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。		
_____ 様	_____ 様	
	年 月 日	
	浦添市長	印

裏面

<p>浦添市では、多様な性の形があることが理解され尊重される平和で豊かな社会の実現を目指しています。</p> <p>この宣誓証明書はおふたりが、人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを、証するものです。人生を共に歩まれるおふたりの幸せを願います。</p> <p>この宣誓証明書の提示を受けられた方は、法律的效果は生じませんが、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>戸籍名（通称名を使用している場合）</p> <p>_____</p> <p>特記事項</p> <p>_____</p>

- 備考 1. 表面の背景には、適宜意匠を加えることができる。
2. 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。